

はじめに

デジタルコンテンツアセッサ (Digital Contents Assessor: DCA) 資格の学習者向けの教材として、資格を運用する一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構は、2016年3月に書籍教材を刊行した(以下、これを第一教材と呼ぶ)。2020年8月、同機構は、デジタル教材として「デジタルコンテンツアセッサに求められる最新知識」を制作・公開した(以下、これを第二教材と呼ぶ)。

この手引きは、第一教材及び第二教材を用いて、DCA 資格の学習者向けの教育に携わる者のために作成されたものである。なお、この手引きは、主に教育者・指導者を念頭に作成されているが、学習者が、より深い理解のために、第一教材と第二教材と併せてこの手引きを用いて学習しても、差し支えない。

第二教材制作の背景とその概要

第一教材(インターネットコンテンツ審査監視機構編『デジタルコンテンツアセッサ入門』近代科学社、2016年)の刊行より既に4年が経過した。この4年間で、ICT技術はますます進展し、新しい技術が普及し、人々のコミュニケーションの在り方を変化させている。こうした社会状況の変化に対応する形で、人々の社会生活を規律する法令も改められてきている。

DCA 資格のコンピテンシーに関連する分野では、法改正として特筆すべきものとしては、著作権法や青少年インターネット環境整備法の改正が挙げられる。また、規格類の改正としては、JIS Q31000 リスクマネジメントの改正に注目すべきである。そして、新たに顕在化してきた社会問題・社会変化としては、インターネットに関するトラブルが、ソーシャルWebやモバイル利用に関連するところで急増してきているという点が見逃せない。第二教材「デジタルコンテンツアセッサに求められる最新知識」は、これらの法改正や社会変化等に関する最新情報をDCA 資格の学習者に簡便に提供することをねらいとして作成されたものであり、これらの法改正や社会変化等について論及したものとなっている。

この手引きの目的と収録内容

もちろん、第二教材で論及されていることのほかにも、DCA 資格のコンピテンシーに関連する分野では、さまざまな法改正や社会変化が生じている。前述の著作権法や青少年インターネット環境整備法のほかにも、さまざまな法令が改正され、第一教材の記載内容には、最新状況と必ずしも合致しなくなっている部分がある。特に、青少年インターネット環境整備法や個人情報保護法の条文については、第一教材の中で繰り返し参照されているが、この4年の間に施行された法改正により、第一教材に記載されている条項の数字が、現行法令と合致しなくなっている箇所が多数見受けられる。

けれども、条項の数字の変更のみの場合なども含めて、第一教材の中で言及されている全ての法律・条文について、その改正内容の一言一句を全て列挙して情報提供することは、必ずしもDCA 資格の学習者の便に供するとはかぎらないと考えられる。他方、教育者・指導者の視点に立てば、第一教材の記載内容の中に最新状況に対応しきれていない部分があれば、それを詳らかに把握しておきたいところであろう。

そこで、この手引きでは、第二教材には収録されていない法改正や社会変化等に関する情報を列記し、教育者・指導者の便に供することとした。また、この手引きには、第一教材及び第二教材の記載内容を補足する内容や、実際にDCA 資格の教育に携わってきた現場の教育者・指導者が独自に作成して使用している教材の一部も記載されている。この手引きが、DCA 資格の学習者向けの教育の一助となれば幸いである。

【青少年インターネット環境整備法の改正】

2017年6月、青少年インターネット環境整備法（正式名称：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）が改正され、2018年2月に施行された。

改正内容の概要については、第二教材で解説している。この改正に際して、改正前の条項の数字が改正後には変更になっている箇所が複数ある。

なお、改正内容の詳細については、以下のウェブページで確認できる。

- ・内閣府「青少年インターネット環境整備法改正の概要」

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/pdf/hourei/h29_75-gaiyou.pdf

- ・内閣府「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文」

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/pdf/hourei/h29_75-shinkyu.pdf

- ・内閣府・総務省・経済産業省「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 関係法令条文解説」

<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/pdf/kaisetsu.pdf>

第一教材の記載内容の修正箇所

<条項の数字等の修正>

該当箇所	第一教材での記述		修正後の記述
28頁29行目	13条	→	9条
41頁25行目	13条	→	9条
29行目	14条	→	10条
42頁1行目	15条	→	11条
43頁17行目	17条	→	15条
24行目	2項	→	13条3項
30行目	18条	→	17条
73頁11行目	18条	→	17条
13行目	17条	→	15条
157頁24行目	(18条)	→	(17条)
26行目	(17条)	→	(15条)
158頁3行目	(19条)	→	(18条)
159頁3行目	(16条)	→	(12条)
192頁10行目	16条	→	12条
15行目	17条	→	15条
19行目	18条	→	17条

<その他の修正>

157頁22行目

「インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者（19条）」は、法改正に伴い、以下のように読み替える。

「インターネット接続機器の製造事業者（18条）」

【個人情報保護法の改正】

2015年9月、個人情報保護法（正式名称：個人情報の保護に関する法律）が改正され、公布された。改正内容は段階的に施行されていき、2017年5月に全面施行となった。

第一教材の刊行は2016年3月であり、その執筆段階においては、改正法が公布され、改正内容は明らかになっているものの、その全面施行には至っていない段階であった。学習者の便に供するため、第一教材（8章）では、施行前の改正内容についても収録し解説している。ただし、具体的な条項の数字などは、改正法の施行前のものが記載されている箇所があり、現行法と異なっている。

なお、2020年6月に個人情報保護法の改正・公布が行われたが、施行は一部を除き、公布後2年以内とされているため、当面の間は、DCA資格の学習者を対象とした教材やDCA資格修了試験に2020年改正の内容は反映させないものとする。

これらの詳細については、以下のウェブページで確認できる。

・個人情報保護委員会「「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の公布について」
<https://www.ppc.go.jp/news/press/2020/200612/>

第一教材の記載内容の修正箇所

<条項の数字等の修正>

該当箇所	第一教材での記述		修正後の記述
107 頁 5 行目	(法 2 条 5 項)	→	(法 2 条 7 項)
6 行目	(24～30 条等)	→	(27～34 条)
108 頁 3 行目	(2 条 3 項)	→	(2 条 5 項)
8 行目	(50 条 1 項)	→	(76 条)
14 行目	(24～30 条)	→	(27～34 条)
16 行目	(24 条)	→	(27 条)
23 行目	(25 条)	→	(28 条)
113 頁 1 行目	27 条	→	30 条
114 頁 7 行目	新 50 条	→	59 条
10 行目	(新 51 条)	→	(60 条)
11 行目	(新 50 条 2 項)	→	(59 条 2 項)
	(53 条)	→	(62 条)
12 行目	(新 56 条、57 条)	→	(65 条)
16 行目	(新 54 条 3 項、4 項)	→	(63 条 3 項、4 項)
	(新 55 条 1 項、2 項)	→	(64 条 1 項、2 項)
29 行目	31 条	→	35 条
115 頁 8 行目	(37 条～49 条)	→	(47 条～58 条)
11 行目	(42 条)	→	(52 条)
12 行目	(43 条)	→	(53 条)

<その他の修正>

106 頁 7 行目

「なお、2015 年改正法が完全施行されるのは（以下略）」の段落については、第一教材の原稿執筆時期が個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の改正が段階的に施行されていった時期に執筆されており、指導の際にはこの点を念頭に置きながら解説する。

また、107 頁 23 行目や 112 頁 8 行目、114 頁 7・10・11・12・16 行目、115 頁 29 行目、116 頁 1 行目には、「新〇条」という記載があるが、現在、これらは既に施行されたものとなっていることに留意する。

114 頁 1 行目

「現行の主務大臣制のもとでは（以下略）」の段落は、第一教材の原稿執筆時の状況であることに留意する。
なお、この段落にある「32～34 条」に相当する条文は、現行法では 40～42 条となる。

115 頁 30 行目

「もっとも、具体的には政令で定めることとなっているため（新 2 条 2 項 1 号）、現時点では不明な点が多い。」
については、第一教材の刊行後に具体的に政令で定められたため、以下のように読み替えて指導する。

「もっとも、具体的には政令で定めることとなっており（2 条 2 項 1 号）、実際には、個人識別符号として定められているものは、旅券番号、運転免許証番号など公的な番号だけであり、携帯電話端末番号などは対象外となっている（個人情報保護法施行令 1 条）。」

【個人情報保護に関するガイドラインや規格などの改正】

第一教材（8 章）では、総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」をはじめ、個人情報保護に関するガイドラインや規格などに言及しているが、これらについても改正されたり情報が更新されたりしている。

これらの詳細については、以下のウェブページで確認できる。

- ・総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html

- ・総務省「スマートフォン プライバシー」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/smartphone_privacy.html

- ・日本産業標準調査会「JIS 検索」

<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>

第一教材の記載内容の修正箇所

< 条項の数字等の修正 >

該当箇所	第一教材での記述		修正後の記述
116 頁 9 行目	26 条 1 項	→	35 条 2 項
19 行目	23 条 1 項	→	32 条の解説
28 行目	23 条 1 項、2 項	→	32 条 2 項

< その他の修正 >

116 頁下部

注 2 にある総務省「スマートフォン プライバシー」は、2020 年 4 月現在、以下の URL でより詳しい参照できる。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/smartphone_privacy.html

117 頁 11 行目

「JIS Q15001:2006」は、個人情報保護マネジメントシステムに関する規格であるが、2017 年に改正されているので、以下のように読み替える。

「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」

【プロバイダ責任制限法に関する変更】

2020年5月の女子プロレス選手に対する誹謗中傷事件を契機に、たまたま開催されていたプロバイダ責任制限法における発信者情報開示制度の見直しに関する総務省の研究会から、かなり大きな改革案が提言されている(2020年8月の「中間とりまとめ」)。その柱となる内容である新たな裁判手続の創設の案が具体化するには今しばらく時間が必要であり、今回の「手引き」には詳述しない。ただし、先行して、発信者情報開示の対象となる情報については、2020年8月の総務省令が改正されたので、指導の際に留意されたい。具体的には、82頁25行目以下で列挙されている情報に加えて、発信者の電話番号が開示対象として追加された。SNS事業者が保有している権利侵害情報の発信者の電話番号が開示されると、直接電話を掛けたり、電話会社に弁護士会照会(弁護士法23条)を通じ、裁判手続を経なくても、その電話番号の契約者の氏名・住所を照会したりすることができる。つまり、83頁4行目以下にあるような2段階の裁判手続のうち、1つの段階を省略することができるようになり、被害者の負担軽減が期待されている。

【各種民間団体に関わる変更】

第一教材では、「信頼性確認団体」(79頁)と「認定個人情報保護団体」(115頁)について解説されており、該当する団体の数についても言及があるが、これまでの間に団体の数は変動している。

また、「一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)」(41・60・61・70・149・166・167・233頁)については、財政上の問題により2018年5月に解散したので、指導の際には留意する。

これらの詳細については、以下のウェブページで確認できる。

・通信関係4団体「プロバイダ責任制限法関連情報Webサイト」
<http://www.isplaw.jp/>

・個人情報保護委員会「認定個人情報保護団体一覧」
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/nintei/list/>

・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」
<http://ema.mcf.or.jp/ema.html>

第一教材の記載内容の修正箇所

<数字等の修正>

該当箇所	第一教材での記述		修正後の記述
79頁28行目	12団体	→	13団体
115頁10行目	42団体	→	40団体

【参考文献について】

第一教材の参考文献リストで紹介されている書籍の一部については、改訂版が出版されているので、ここで紹介する。

また、著者らの情報に基づき、近年の法改正や社会変化等を反映した参考文献について紹介する。
なお、本リストは、第一教材の各章を網羅したリストではないことを付言しておく。

第一教材の記載内容の修正箇所

84 頁 (6 章) 参考文献リスト

- ・曾我部真裕ほか『情報法概説』(弘文堂、2015 年)の改訂版として、曾我部真裕ほか『情報法概説(第 2 版)』(弘文堂、2019 年)が出版されている。

また、所管省庁による法律の解説の改訂版が刊行された。

- ・総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『プロバイダ責任制限法 [改訂増補第 2 版]』(第一法規、2018 年)

118 頁 (8 章) 参考文献リスト

- ・日置巴美、板倉陽一郎『平成 27 年改正個人情報保護法のしくみ』(商事法務、2015 年)の改訂版として、日置巴美、板倉陽一郎『個人情報保護法のしくみ』(商事法務、2017 年)が出版されている。
- ・曾我部真裕ほか『情報法概説』(弘文堂、2015 年)の改訂版として、曾我部真裕ほか『情報法概説(第 2 版)』(弘文堂、2019 年)が出版されている。

また、個人情報保護法の 2015 年改正以後の解説としては、以下の文献が挙げられる。

- ・太田洋、柴田寛子、石川智也(編著)『個人情報保護法制と実務対応』(商事法務、2017 年)
- ・渡邊涼介『データ利活用とプライバシー・個人情報保護 最新の実務問題に対する解決事例 108』(青林書院、2020 年)

【DCA2 級修了試験の出題範囲】

DCA2 級修了試験は、従来より、第一教材の「第 2 部 法令編」と「第 3 部 実務編」(但し「11 章 デジタルコンテンツの評価と違法・有害情報の規制」を除く)から問題を作成してきた。

2021 年度以降に実施される DCA2 級修了試験については、この出題範囲を拡大する。

なお、第一教材の記載内容と第二教材の記載内容との間で記載内容が異なる場合は、第二教材の記載内容が優先するものとして出題をする。

また、DCA 資格のコンピテンシーに関連する法令について出題する場合、その条項の数字そのものを問う出題はしないこととする。したがって、この手引きに記載されている「<条項の数字等の修正>」については、DCA2 級修了試験の出題対象とはならない。

<2020 年度までの出題範囲>

- ・第一教材「第 2 部 法令編」
- ・第一教材「第 3 部 実務編」(但し、11 章を除く)

<2021 年度以降の出題範囲>

- ・第一教材「第 2 部 法令編」
- ・第一教材「第 3 部 実務編」(但し、11 章を除く)
- ・第一教材「用語解説」(216～224 頁) [新たに追加]
- ・第二教材 本文 [新たに追加]
- ・第二教材 用語解説 [新たに追加]

※この手引きは、出題範囲としない。

※第一教材を用いた指導に際して、第一教材の誤字・脱字等を修正する「修正箇所一覧」にも留意する。

【DCA 資格の学習者向けの説明資料】

以下は、実際に DCA 資格の教育に携わってきた現場の教育者・指導者が独自に作成して使用している教材の一部を改変したものである。

<DCA 資格の特色>

情報系資格には、国家資格やベンダーによる民間資格などさまざまな資格が存在するが、これらの多くは技術上の専門知識を問うもので、「資格取得者の技術力を証明するもの」といえる。これに対し、DCA 資格は、インターネットを安心・安全に活用できる能力を問うもので、「資格取得者の活用力を証明するもの」といえる。

もし自動車を例とするのであれば、多くの情報系資格は、自動車の設計・製造・整備等の専門知識に関するものとなろう。これに対し、DCA 資格は、自動車の運転技能に関するものであるといえる。さしずめ、DCA3 級は、優良運転者に交付される運転免許（ゴールド免許）、DCA2 級は、バスやタクシーなど、旅客を乗せ、プロとして運転をする場合に必要となる第二種運転免許といったイメージといえよう。

<DCA 資格と実務能力>

学生諸君にとって、資格取得が就職に役立つのか否かという点は、関心の高いところであろう。したがって、DCA 資格の取得が就職にどれほど役立つかという点に関心を持つ学生も多いかと思われる。

「DCA 資格の特色」で述べた通り、DCA 資格は、インターネットを活用する人すべてに関わりがある資格であり、特定の業種・業態のみに特化した専門知識を問う資格ではない。このため、DCA 資格を単体で用いるというよりは、公務員試験や教員資格、社会福祉士などの国家資格等と DCA 資格とを組み合わせ、いわば DCA 資格を「スパイス」のように用いることで、他の資格・試験によって証明された専門的な能力を引き出すことができると考えられる。あらゆる業種・業態でインターネットの活用が進展し続ける社会情勢を鑑みると、DCA 資格の取得を通じてインターネットの活用力の証明を得ることは、他の求職者との間での差別化をはかる上で役立つと考えられる。

図1 DCA 資格と実務能力

